

『介護保険負担限度額認定証』について

介護保険施設などにおける食費と居住費（滞在費）は、施設と利用者との契約によって定められ、その費用は全額自己負担となります。

ただし、収入等が少ない方については『介護保険負担限度額認定証』を提示することで、食費と居住費（滞在費）の負担が軽減されます。

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設（介護医療院）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

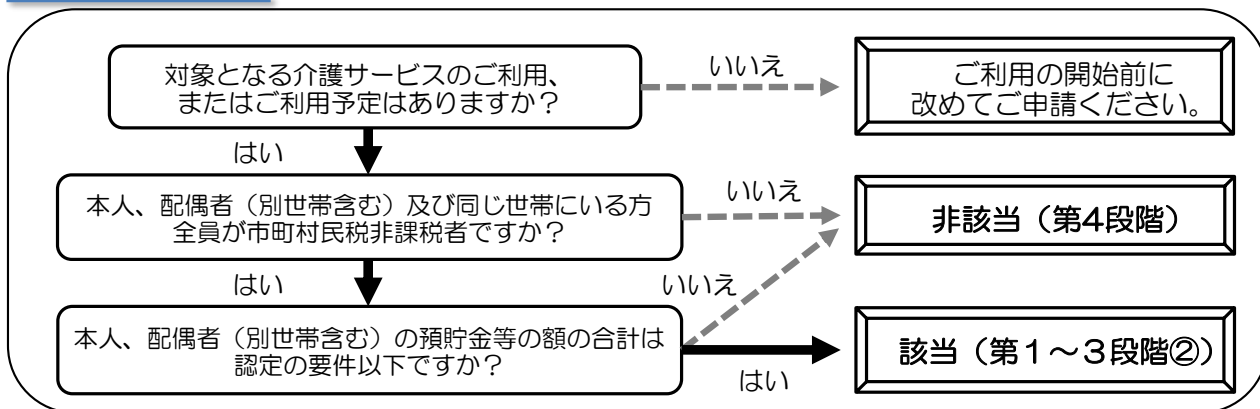
※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

のショートステイは対象になりません。

対象とならないサービス

- ・通所介護（デイサービス）等の通所系サービス
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・小規模多機能型居宅介護

判定の流れ



【食費と居住費（滞在費）負担の上限額（日額）】

光熱費の高騰により、令和6年8月1日制度改正にて居住費が60円/日引き上がりました。

負担段階	対象となる方（【1】、【2】いずれも満たす方）		居住費（滞在費）				食費 (ショートステイ利用時の額)	
	【1】課税の状況	【2】預貯金等の状況	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室			多床室
					老健・医療院等	特養等		
1	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金の受給者	単身 1,000万円 以下 (夫婦 2,000万円以下)	880円	550円	550円	380円	0円	300円
2	・市民税非課税世帯 ・年金収入等が 年間80万円以下	単身 650万円 以下 (夫婦 1,650万円以下)	880円	550円	550円	480円	430円	390円 (600円)
3①	・市民税非課税世帯 ・年金収入等が 年間80万円超120万円以下	単身 550万円 以下 (夫婦 1,550万円以下)	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	650円 (1,000円)
3②	・市民税非課税世帯 ・年金収入等が 年間120万円超	単身 500万円 以下 (夫婦 1,500万円以下)	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	1,360円 (1,300円)
4	・【1】、【2】を満たさない方		自己負担額の軽減はありません					

※年金収入等：公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額

申請については 裏面をご覧ください。

申請方法・添付書類について

申請について

- 負担限度額の認定を受けるためには、事前に三浦市への申請が必要です。
 - ・『介護保険負担限度額認定申請書』に必要書類を添付して、下記提出先へご提出ください。また、郵送による申請も受け付けています。
 - ・提出（郵送）先：三浦市役所 高齢介護課【本館1階9番窓口】
(ご提出は、南下浦・初声出張所でも可能です。)
 - ・負担限度額の認定は申請月の1日からとなります。申請月より前の月にさかのぼっての適用はできませんので、施設利用の予定のある方は、利用開始月の月末までにご提出ください。

提出書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（押印は不要です。）
申請書は各受付窓口に用意してありますが、三浦市ホームページからも印刷できます。
- ② 同意書（申請書裏面）（押印は不要です。）
本人及び配偶者（別世帯の方を含む）の住所・氏名を記入してください。
- ③ 預貯金等の資産状況を確認できる書類の写し（生活保護を受給している方は除く）
本人及び配偶者（別世帯の方を含む）が所有する資産が確認できる書類を全てご提出ください。

【対象となる預貯金等の資産（例）】

	資産の種類	提出するもの
対象となるもの	預貯金（普通・定期）	通帳の写し【①、②がわかるページ】 ① 金融機関・支店・口座番号・名義人 ② 最終残高（記帳が申請日から2ヶ月以内のもの）
	有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
	貴金属など （金・銀など、購入先の口座残高から時価評価額が容易に把握できるもの）	購入先の銀行等の口座残高の写し
	投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
	タンス預金（現金）	自己申告（申請書裏面に詳細を記載）
	負債 （借入金・住宅ローンなど）	借入残高が確認できる書類の写し （借用証書・借入金残高証明書など）

※ 時価評価額の把握が困難なもの（自動車、生命保険、腕時計・宝石など）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）は預貯金等の資産には含みません。

審査結果について

申請書を受け付け後、審査結果について介護保険負担限度額認定通知書によりお知らせします。
申請内容によって、金融機関への資産調査など、結果の送付まで時間を要する場合があります。
認定された場合は、あわせて介護保険負担限度額認定証を交付します。負担限度額認定証は被保険者証と併せて担当のケアマネジャー、利用する施設に提示してください。

負担限度額認定の有効期間は、毎年7月31日
までとなります。
現在、認定証を交付されている場合でも、**8月1日以降も引き続き減額を受けるためには、更新の申請が必要です。**

【お問い合わせ先】
〒238-0298
三浦市城山町1番1号
三浦市役所 保健福祉部 高齢介護課
TEL：046-882-1111（内線354・364）